

件名) 令和 8 年度 関越自動車道 湯沢管理事務所管内融雪用燃料購入

仕 様 書

令和 8 年 8 月

東日本高速道路株式会社

新潟支社 湯沢管理事務所

第一章 一 般 事 項

1. 適用

本仕様書は、東日本高速道路株式会社 新潟支社 湯沢管理事務所（以下、発注者という）に納入する土樽 PA 加熱基地、谷川岳 PA 加熱基地、堀之内 IC 融雪設備、越後川口 IC 融雪設備用の燃料（以下「燃料」という）の購入契約に適用する。

2. 契約概要

件 名	令和 8 年度 関越自動車道 湯沢管理事務所管内融雪用燃料購入
契約期間	契約締結日の翌日から令和 9 年 4 月 30 日まで
契約項目	灯油
作 業	燃料給油作業

3. 適用諸基準

本契約に係る燃料の適用基準は、日本工業規格（JIS 規格）による。

4. 提出書類について

受注者（当契約を受注した者。以下同じ）は、「搬出計画書」（様式第 1 号）及び「年末年始の給油体制」（様式第 2 号）を書面にて発注者に提出しなければならない。なお、搬出計画書には、下記事項を記載するものとする。

- ・燃料配送経路
- ・作業手順
- ・燃料配送の緊急連絡先

5. 責任者の設置について

受注者は契約を履行するため、受注者の指定する者のうちから責任者を定め、仕様書に定めるところにより、様式第 3 号に示すとおり、氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。なお、これらを変更した時も同様とする。

なお、責任者は契約の履行に関し、受注者に代わって発注者の指示、連絡を受ける任務にあたり、責任をもって契約を履行するものとする。

責任者は、土樽 PA 加熱基地および谷川岳 PA 加熱基地に燃料を納入する際、現場で立ち会うものとする。

6. 作業用車両の有料道路乗り入れ

発注者が、作業に際し必要があると認める場合は、業務用プレート等を交付することがある。受注者は、業務用プレート等の交付を申請する場合には、業務用プレート等交付申請書を作成し発注者に申請する。受注者は、業務用プレート等を適正に使用し、適正に保管するとともに、作業の履行以外の目的に使用してはならない。なお、作業の履行中においても発注者が業務用プレート等の返納を求めた場合には、直ちに返納しなければならない。

業務用プレート等交付区間 水上 IC～越後川口 IC

また、有料道路内の管理用通路を通行する全ての車両は、黄色回転灯を装着するものとし、これは受注者にて必要個数を用意する。

7. 契約単価について

契約単価には、運搬や給油、責任者の現場立会などにかかる全ての費用を含むものとする。

8. 契約単価の変更について

契約書第 8 条に規定する「異常の事由」とならない通常の契約単価の変更については、以下に示す方法によるものとする。

契約締結日の月末までは契約当初の単価（以下「当初単価」）とする。契約締結日の翌月以降の単価については、毎月、以下の算出式により X' を算出し、受注者は様式第 6 号を発注者に提出する。現在の契約単価と比べて 1 円以上（消費税抜き）の差額が生じる場合は変更契約するものとする。

$$X' = X + (Y' - Y)$$

X：現在の契約単価(単位は、円／リットル。消費税抜き。小数点以下第 2 位を四捨五入)

X'：変更後の契約単価(単位は、円／リットル。消費税抜き。小数点以下第 2 位を四捨五入)

Y：現在の契約単価決定時の調査単価(単位は、円／リットル。消費税抜き。小数点以下第 2 位を四捨五入)

Y'：変更契約時の調査単価(単位は、円／リットル。消費税抜き。小数点以下第 2 位を四捨五入)

上記の算出式に用いる調査単価は、経済産業省資源エネルギー庁ホームページ (http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html) に記載される「石油製品価格調査」に基づく週次調査による。なお、採用する単価条件は下表の通りとする。

項目	受渡／納入	適用地区	備考
灯油	配達	新潟	適用分類：灯油 適用時期：単価変更月の最初の調査単価

9. 予定数量

予定数量は、過年度実績に基づき算出した購入見込数量であり、購入数量を保証するものではない。また、購入数量の増減に応じた契約単価の変更は行わないものとする。

第二章 給油に関する事項

1. 給油対象燃料の名称

灯油 (Kerosene)

2. 給油対象燃料の規格

灯油 (日本工業規格 JIS K2203 種類 1号)

受注者は、燃料がこれらの規格を満たしていることを証明する「試験成績表 (代表性状)」を発注者に提出しなければならない。その様式は特に指定しない。「試験成績表 (代表性状)」を提出した後は、証明書に記した燃料 (上に示す燃料) を常に使用するものとする。

なお、試験成績表は、契約時から初回納入前までの間に提出するものとするが、その他適宜提出を求めることがある。また発注者は、発注者の責により成分分析検査を行う場合がある。

3. 納入場所

納入場所は以下のとおりとする。(別添 1 参照)

- ・群馬県利根郡みなかみ町大字阿能川 (谷川岳 PA)
- ・新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽 (土樽 PA)
- ・新潟県魚沼市根小屋 (堀之内 IC)
- ・新潟県長岡市西川口 (越後川口 IC)

4. 納入方法

土日・祝祭日・年末年始を除く発注者の営業日の朝に、発注者から受注者に残油量を FAX 等にて報告する。なお、土日・祝祭日・年末年始にあたっても残油量を FAX 等にて報告する場合がある。

受注者は、発注者からの残油報告等を参考に、表 1 に示す管理最低容量を下回らないよう管理に努めるものとする。ただし、緊急の場合は発注者から給油を指示する場合がある。

表 1 納入場所、タンク種別、タンク容量、管理最低容量

納入場所	種別	タンク容量(ℓ)	管理最低容量(ℓ)
谷川岳 PA	A 号	40,000	20,000
	B 号	40,000	20,000
	C 号	30,000	15,000
土樽 PA(上り)	—	50,000	20,000
土樽 PA(下り)	A 号	48,000	20,000
	B 号	40,000	20,000
堀之内 IC	—	3,000	1,500
越後川口 IC	—	2,000	1,000

受注者は、納品完了毎に受注者指定の納品書、月ごとに給油報告書（様式第 4 号）を発注者に提出する。施設タンクとローリータンクの給油前後のメーター写真においては、納入日時を証明する情報を付与するものとする。

なお、石油メーカー直送大口用ローリーなど、メーターのない場合の確認方法は、別途協議するものとする。

5. 代金の支払い

受注者は、当該物品の代金の支払いを月ごとにとりまとめ、発注者に対し書面により翌月 10 日までに請求するものとする。

料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てるものとする。

6. 燃料配送経路

関越トンネルは、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号 危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示」（平成 22 年 11 月 18 日公示）により危険物積載車両の通行が制限されているため、これを考慮した輸送経路とする。

第三章 その他事項

1. 契約書第 5 条第 1 項に規定する「発注者の指定する者」とは、施設担当課長及び施設担当社員とする。
2. 契約書第 10 条第 1 項に規定する通知は、様式第 5 号を提出するものとする。

以上

様式第 1 号

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
湯沢管理事務所 総務担当課長 殿

会社名
代表者 印

搬出計画書（記載例）

件 名）令和 8 年度 関越自動車道 湯沢管理事務所管内融雪用燃料購入

搬出計画書について、下記の通り提出する。

1. 燃料配送経路について

土樽 PA 給油時

○○○ → ○○○ → ○○○ → 土樽 PA（上り）→
○○○ → ○○○ → ○○○

谷川岳 PA 給油時

○○○ → ○○○ → ○○○ → 谷川岳 PA（下り）→
○○○ → ○○○ → ○○○

堀之内 IC 給油時

○○○ → ○○○ → ○○○ → 堀之内 IC →
○○○ → ○○○ → ○○○

越後川口 IC 給油時

○○○ → ○○○ → ○○○ → 越後川口 IC →
○○○ → ○○○ → ○○○

2. 作業手順について

工程・作業内容	手順	注意点
注油開始前作業	① 給油施設に停車（歯止め） ② 施設タンク残量確認 ③ . . .	接触事故に注意 メーターを写真に撮る
注油作業	① ローリータンク内残量確認 ② 注油 ③ . . .	メーターを写真に撮る 漏れの有無を確認
注油終了後作業	① ローリータンク内残量確認 ② 施設タンク残量確認 ③ . . .	メーターを写真に撮る メーターを写真に撮る
報告	残油確認後、ファイル及び提出用残油確認票に数量を記入 <u>納品書、給油報告書、写真データ</u> を発注者に提出	

3. 燃料配送の緊急連絡先について

氏名	電話番号	FAX

様式第 2 号

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
湯沢管理事務所 施設担当課長 殿

会社名
代表者 印

年末年始の給油体制について

件 名) 令和 8 年度 関越自動車道 湯沢管理事務所管内融雪用燃料購入

年末年始の給油体制については、下記に示すとおりとする。

記

	営業時間	備考
令和 8 年 12 月 26 日(土)		
12 月 27 日(日)		
12 月 28 日(月)		
12 月 29 日(火)		
12 月 30 日(水)		
12 月 31 日(木)		
令和 9 年 1 月 1 日 (金)		
1 月 2 日 (土)		
1 月 3 日 (日)		

以上

様式第 3 号

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
湯沢管理事務所 施設担当課長 殿

会社名
代表者 印

責任者の通知について

件 名) 令和 8 年度 関越自動車道 湯沢管理事務所管内融雪用燃料購入

仕様書 第一章 5 項の規定に基づき責任者の氏名について、下記のとおり通知する。

記

責任者 氏名 ○○ ○○

以 上

様式第 4 号

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
湯沢管理事務所 施設担当課長 殿

会社名
責任者 印

給油報告について

件 名) 令和 8 年度 関越自動車道 湯沢管理事務所管内融雪用燃料購入

給油について、下記のとおり報告する。

1. 納入場所及び種別、タンク容量 (ℓ)
例) 谷川岳 P A加熱基地 A号 40,000ℓ
2. 残油確認の内容および給油量

(例)

給油日	給油前残量 (ℓ)	給油量 (ℓ)	給油後残量 (ℓ)	給油時刻
11月1日 (日)				〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇
11月2日 (月)				~
11月3日 (火)				~
11月4日 (水)				~
11月5日 (木)				~
11月6日 (金)				~
11月7日 (土)				~
11月8日 (日)				~
11月9日 (月)				~
11月10日 (火)				~
11月11日 (水)				~
11月12日 (木)				~
11月13日 (金)				~
11月14日 (土)				~
11月15日 (日)				~
11月16日 (月)				~
11月17日 (火)				~
11月18日 (水)				~
11月19日 (木)				~
11月20日 (金)				~
11月21日 (土)				~
11月22日 (日)				~
11月23日 (月)				~
11月24日 (火)				~
11月25日 (水)				~
11月26日 (木)				~
11月27日 (金)				~
11月28日 (土)				~
11月29日 (日)				~
11月30日 (月)				~

3.

給油確認写真

[illegible]

様式第 5 号

受注者の納品書を貼り付けること。

納品書	備考

様式第 6 号

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
湯沢管理事務所長 殿

(会社名)
(代表者)

印

契約単価通知書 ○月分

件 名) 令和 8 年度 関越自動車道 湯沢管理事務所管内融雪用燃料購入

仕様書 第一章 8 項に規定する契約単価の変更については、下記のとおりです。

記

① 現在の契約単価	円/ℓ (消費税抜)
② 現在の契約単価決定時の調査単価	円/ℓ (消費税抜)
③ 変更契約時の調査単価	円/ℓ (消費税抜)
○月契約単価 【① + (③ - ②)】	円/ℓ (消費税抜)

以 上